

## (2) 廃棄物処理の状況

君津市及び市原市の平成24年度における一般廃棄物の排出量の状況は、表3-2-9.3に示すとおりである。

君津市におけるごみの年間総排出量は、32,621 tである。

表3-2-9.3 一般廃棄物の年間排出量の状況（平成24年度）  
（単位：t）

市・県	生活系ごみ	事業系ごみ	集団回収	年間総排出量
君津市	20,854	11,278	489	32,621
市原市	74,861	23,641	4,187	102,689
千葉県	1,457,147	589,085	143,149	2,189,381

出典：「平成26年 千葉県統計年鑑」（平成27年3月 千葉県）

また、君津市内の産業廃棄物処理業者の状況は、表3-2-9.4に示すとおりであり、最終処分の処理業者は1社となっている。

表3-2-9.4 君津市内の産業廃棄物処理業者の状況

許可の種類	収	収・特	収・中	収・特・中	収・最	中	計
処理業者数	53	1	5	1	1	2	63

注1) 平成26年3月31日現在

2) 「収」収集運搬業、「特」特別管理産業廃棄物処理業、「中」中間処理業、「最」最終処分業  
出典：「平成26年度版 きみつの環境」（平成27年3月 君津市市民環境部環境保全課）

## (3) その他

### ア. 公害苦情の状況

君津市及び市原市における公害苦情の状況は、表3-2-9.5に示すとおりである。

平成25年度の苦情件数は、君津市では109件となっており、種類別にみると、不法投棄が約4割を占めている。また、市原市は396件で大気汚染の割合が最も多い。

表3-2-9.5 公害苦情件数（平成25年度）

種別	君津市（比率：％）	市原市（比率：％）
大気汚染	3（2.8）	178（44.9）
水質汚濁	4（3.7）	27（6.8）
騒音	15（13.8）	36（9.1）
振動	1（0.9）	7（0.2）
悪臭	27（24.8）	62（15.7）
地盤沈下	0（0.0）	0（0.0）
土壌汚染	0（0.0）	0（0.0）
その他（不法投棄）	43（39.4）	86（21.7）
その他（その他）	16（14.7）	
合計	109（100.0）	396（100.0）

注1) 君津市では典型7公害以外の苦情をその他とし、さらに不法投棄とその他に分けている。

2) 市原市では焼却行為（野焼き）に係る苦情は大気汚染として扱っている。

出典：「平成26年度版 きみつの環境」（平成27年3月 君津市市民環境部環境保全課）  
「平成26年版 いちはらの環境」（平成27年3月 市原市）

## イ. 環境基本計画

「君津市環境基本計画」(平成22年3月 君津市)によると、君津市のめざす環境像を『「清らかな水・緑・心はぐくむまち きみつ」～緑の豊かな森林、清らかな川、澄んだ空を持つ、子どもからお年寄りまで健康で自然とともに暮らせるまち～』と定め、この目標を達成するための具体的な施策と取り組みを展開しており、その中で市内の主要な水系の流域別に市、市民、事業者が配慮すべき指針を定めている。

事業実施区域が位置する小櫃川上流の上総地区については、表3・2 9.6に示す環境配慮指針を定めている。

表3・2 9.6 小櫃川上流(上総地区)の環境配慮指針

### ◎水源涵養域の森林を、小櫃川流域の他市とともに保全します。

清和地区と同じく、上総地区の森林は広大で、地区の市民だけで整備をしていくには限界があります。流域の袖ヶ浦市、木更津市へも保護を呼びかけるほか、森林体験交流センターを活用し体験教室を開催します。

### ◎小櫃川、御腹川の清流を守ります。

流域の水質を守るため、合併浄化槽の設置や農業集落排水施設への接続を推進します。農家は田畑への農薬・施肥を適正にし、畜産農家では畜産排水の適正処理に努めます。市民は水源地域としての意識を持ち、家庭でできる水質の浄化対策を行います。

### ◎まちの歴史・資源を活用します。

久留里の豊富な地下水を利用した造り酒屋など、地域の資源を利用した産業を推進するほか、歴史的な街並みや久留里城など、地域の史跡や景観の保全、活用を進めます。

### ●不法投棄を防ぎ、水源涵養域を守ります。

森や沢を守るため、不法投棄マップを作成し、ごみを捨てられない仕組みをつくります。

### ●イノシシ、シカ、サルなどによる農作物被害対策に取り組みます。

有害鳥獣駆除を継続し、個体数を適正に管理します。イノシシやシカなどについては、食肉としての利用を含め、地域の活性化につなげるよう検討します。

注) ◎：市・市民協働 ●：市主体・市民連携 (事業者は市民に含む)

出典：「君津市環境基本計画」(平成22年3月 君津市)

## ウ. 景観基本計画

君津市は、平成24年6月1日に景観行政団体となった。景観行政団体とは、景観法で定義された地域における景観行政を担う主体のことで、景観行政団体となった地方公共団体は、景観法に定められた「景観計画」を策定することで、法律に基づいた規制誘導等の行政事務を行うことが可能となった。

現在君津市では、景観行政団体となったことで、今後まちづくりの将来像実現のために、どのような景観をつくり、守っていくべきかを検討している段階であり、今後その検討を踏まえて景観計画を策定し、その中で必要に応じて景観条例やガイドラインを策定する計画としている。

市原市は平成17年4月に景観行政団体となり、平成20年12月には、市原市景観計画を告示して、本市の景観づくりの基本方針(全体像)や景観法を活用した実効性ある取り組み方法などを示した。また、平成21年4月からは、市原市景観条例の施行に伴い、景観法に基づく新たな届出制度を運用している。

市原市景観計画によると、事業実施区域に最寄りの大福山周辺は、地域区分として「山地部」に該当し、そこでの景観形成の取り組み方針は、「美しい山並みと溪谷美をまもる」、「四季の溪谷美の楽しみ方を演出する」となっている。

## 第7章 対象事業に係る環境影響評価の項目

### 7-1 活動要素の選定

対象事業の内容を勘案し活動要素の選定を行った結果及びその理由を、表7-1.1に示す。

表7-1.1 活動要素の選定

段階	活動要素の区分	選定結果	選定する理由又は選定しない理由
工事の実施	樹林の伐採	○	工事の実施に伴って事業実施区域内の樹林の伐採を行うため、活動要素として選定する。
	切土又は盛土	○	切土・盛土工事を行うため、活動要素として選定する。
	湖沼又は河川の改変	○	切土・盛土工事により小河川が改変されるため、活動要素として選定する。
	海岸又は海底の改変	×	事業実施区域内には海岸又は海底はないため、活動要素として選定しない。
	工作物の撤去又は廃棄	×	既存の工作物を撤去又は廃棄する行為はないため、活動要素として選定しない。
	資材又は機械の運搬	○	工事の実施に伴って資材又は機械の運搬を行うため、活動要素として選定する。
	仮設工事	○	仮設工事を行うため、活動要素として選定する。
	基礎工事	○	基礎工事を行うため、活動要素として選定する。
	施設の設置工事	○	施設の設置工事を行うため、活動要素として選定する。
土地又は工作物の存在及び供用	施設の存在等	○	埋立地、浸出水処理施設等を設置するため、活動要素として選定する。
	ばい煙又は粉じんの発生	○	ばい煙を発生する大規模な施設の計画はないが、廃棄物の埋立に伴い粉じんが発生するため、活動要素として選定する。
	排出ガス（自動車等）	○	自動車による廃棄物の搬入を行うため、活動要素として選定する。
	排水	○	浸出水処理水を排水するため、活動要素として選定する。
	騒音又は振動の発生	○	廃棄物の埋立及び自動車による廃棄物の搬入に伴い騒音・振動が発生するため、活動要素として選定する。
	地下水の採取	○	地下水は事務所の生活用水として現在使用（最大約150m <sup>3</sup> /日程度）しており、また、今回の増設事業では新たな地下水の利用を計画しているため、活動要素として選定する。
	悪臭の発生	○	廃棄物の埋立に伴って悪臭が発生する可能性があるため、活動要素として選定する。
	廃棄物の発生	○	浸出水の処理過程において副生塩が発生するため、活動要素として選定する。
	工作物の撤去又は廃棄	×	工作物を撤去又は廃棄する行為はないため、活動要素として選定しない。

注) ○：活動要素として選定する

×：活動要素として選定しない

■：対象事業が一般的な内容によって実施された場合の活動要素

7-2 環境影響評価の項目の選定

表7-1.1で選定した活動要素を基に環境影響評価の項目の選定を行った結果は表7-2.1に、その理由は表7-2.2(1)~(5)に示すとおりである。

表7-2.1 環境要素設定マトリックス表

活動要素の区分		工事の実施								土地又は工作物の存在及び供用									
		樹林の伐採	切土又は盛土	湖沼又は河川の改変	海岸又は海底の改変	工作物の撤去又は廃棄	資材又は機械の運搬	仮設工事	基礎工事	施設の設定工事	施設の存在等	ばい煙又は粉じんの発生	排出ガス(自動車等)	排水	騒音又は振動の発生	地下水の採取	悪臭の発生	廃棄物の発生	工作物の撤去又は廃棄
環境要素の区分	大気質	硫酸化合物											×						
		窒素化合物												○					
		浮遊粒子状物質(粉じん)	○	○				○	○	○	○		○	○					
		有害物質																	
		揮発性有機化合物																	
		光化学オキシダント																	
		ダイオキシン類																	
	水質	生活環境項目等		○					○	○	○	×		○					
		有害物質等										×		○					
	水底の底質	有機物質												○					
		有害物質等												○					
	水文環境	○	○							○	○	○		○		○			
	騒音	○	○					○	○	○	○				○				
	振動	×	×					○	×	×	×				○				
	悪臭																	○	
	地形及び地質等		○						○	○		○							
	地盤		×							×									
	土壌		○							○				○					
	風害、光害及び日照障害											×							
	生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	植物	○	○					○	○	○	○							
動物		○	○					○	○	○	○								
陸水生物		○	○	○				○	○	○	○		○						
生態系		○	○	○				○	○	○	○		○						
海洋生物									×	×	×	×		×					
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観										○								
	人と自然との触れ合いの活動の場	○	○					○	○	○	○			○		○			
環境への負荷の量の程度により調査、予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物	○						○	○	○								×	
	残土		×						×	×									
	温室効果ガス等										○	○							

- 注1) ○：活動要素があり、その影響が予想されるため、環境要素として設定する。  
 ×：活動要素があるが、影響が極めて小さい、あるいは影響がないため、環境要素として設定しない。  
 2) ■：対象事業が一般的な内容によって実施された場合の活動要素及び環境要素  
 3) 太字で示した活動要素は表7-1.1で選定された活動要素を示す。また、太字で示した環境要素は選定された環境要素を示す。

表7 2.2(1) 環境影響評価の項目の選定

項目	活動要素の区分		選定結果	選定する理由又は選定しない理由
大気質	硫黄酸化物	工事 資材又は機械の運搬	×	対象事業実施区域に近い一般環境大気測定局における二酸化硫黄の濃度は、君津俵田測定局、市原平野測定局とも、環境基準を大きく下回っていること、また、道路沿道で二酸化硫黄を測定している測定局は千葉県には市原五井自排局と袖ヶ浦福王台測定局があるが、これらの地点でも環境基準を大きく下回っていること、交通量の多いこれらの測定局でも濃度が低いことから、国道410号、国道465号沿道ではより低い濃度が想定されること、さらに、硫黄酸化物はディーゼル車の排出ガス規制の対象になっていないことから、資材等運搬車両及び廃棄物搬入車両の走行に伴う二酸化硫黄の影響は非常に小さいと考えられるので、項目として選定しない。
		存在 共用 排出ガス (自動車等)	×	
	窒素酸化物	工事 資材又は機械の運搬	○	資材等運搬車両(大型車)の走行に伴い窒素酸化物が排出され、沿道には民家、保育園、集落が存在することから、項目として選定する。
		存在 共用 排出ガス (自動車等)	○	「廃棄物搬入車両の走行」 廃棄物搬入車両の走行ルートは、国道465号・林道戸面蔵玉線・林道大福山線ルート(以下、「南ルート」という。)、林道坂畑線(以下、「南西ルート」という。)、主要地方道大多喜君津線・市原市道85号線・君津市道・林道大福山線ルート(以下、「北ルート」という。)の3ルートを利用する計画である。走行台数は、南ルートは最大1日50台(往復換算100台)、南西ルートは最大1日25台(往復換算50台)、北ルートは最大1日25台(往復換算50台)で現在の走行台数と同じであり、増設に伴い交通量が増加することはないが、南ルート沿道には民家、南西ルート沿道付近には保育園、北ルート沿道には集落が存在することから、廃棄物搬入車両の走行による窒素酸化物の影響の程度を把握するため、項目として選定する。
			×	「埋立機械の稼働」 窒素酸化物(二酸化窒素)については長期間曝露された場合に影響があるとされているが、事業実施区域周辺には民家等が存在しないことからその影響はないこと、また、短期的な影響についても埋立機械は排出ガス対策型を使用することから、自然歩道を利用する人達に対する影響もほとんどないと考えられること、さらに、君津環境整備センターで実施している二酸化窒素のモニタリング調査では環境基準を下回る濃度であり、埋立機械の稼働による大気質への影響は小さいと考えられることから、項目として選定しない。

表7 2.2(2) 環境影響評価の項目の選定

項目		活動要素の区分	選定結果	選定する理由又は選定しない理由		
大気質	浮遊粒子状物質(粉じん)	工事	樹林の伐採 切上又は盛土 仮設工事 基礎工事 施設の設置工事	○	事業実施区域周辺には民家等が存在しないが、大福山及びその周辺は人と自然との触れ合いの活動の場となっており、自然歩道等の利用者にとって切土・盛土工事等に伴う粉じんの影響が懸念されることから、粉じんを項目として選定する。 なお、浮遊粒子状物質については、長期間曝露された場合に影響があるとされているが、対象事業実施区域周辺には民家等が存在しないことからその影響はないこと、また、短期的な影響についても建設機械は排出ガス対策型を使用することから、自然歩道を利用する人達に対する影響もほとんどないと考えられること、さらに、若津環境整備センターで実施している浮遊粒子状物質のモニタリング調査では環境基準を下回る濃度であり、建設機械の稼働による大気質への影響は小さいと考えられることから、項目として選定しない。	
			資材又は機械の運搬	○	窒素酸化物と同様の理由により項目として選定する。	
		存在 供用	排出ガス (自動車等)	○	窒素酸化物と同様の理由により項目として選定する。	
			ばい煙又は粉じんの発生	○	事業実施区域周辺には民家等が存在しないが、大福山及びその周辺は人と自然との触れ合いの活動の場となっており、自然歩道等の利用者にとって埋立機械の稼働に伴う粉じんの影響が懸念されることから、項目として選定する。 なお、供用時の浮遊粒子状物質については、工事で示した理由と同様の理由により、大気質への影響は小さいと考えられることから、項目として選定しない。	
水質	生活環境 項目等	工事	切上又は盛土 仮設工事 基礎工事 施設の設置工事	○	切土・盛土工事等に伴い降雨時には下流河川へ濁水が排出されること、コンクリート打設工事に伴いアルカリ水が排出される可能性があることから、項目として選定する。	
			存在 供用	施設の存在等	×	防災調整池が増設されるが、雨水を長時間貯留することはないと、水質が悪化することはないと考えられることから、項目として選定しない。
		有害物質等	存在 供用	排水	○	埋立地の増設に伴い浸出水の発生量が増加し、処理水の排水量が増えることから、項目として選定する。
	施設の存在等			×	生活環境項目等と同様の理由により項目として選定しない。	
	存在		排水	○	埋立地の増設に伴い浸出水の発生量が増加し、処理水の排水量が増えることから、項目として選定する。	
	水底の底質	有機物質 有害物質等	存在	排水	○	埋立地の増設に伴い浸出水の発生量が増加し、処理水の排水量が増えることから、項目として選定する。
工事			樹林の伐採 切上又は盛土 基礎工事 施設の設置工事	○	樹林の伐採、切土・盛土工事等による地下水の涵養状況の変化、地下水脈の遮断等が生じる可能性があることから、項目として選定する。	
			存在 供用	施設の存在等	○	埋立地等の存在により地下水の涵養状況が変化する可能性があることから、項目として選定する。
			排水	○	事業実施区域及びその周辺の地質は砂岩泥岩からなり、砂岩層の河床では河川水が地下に浸透し、地下水の一部になる可能性があることから、項目として選定する。	
地下水の採取	○	増設に伴い新たに地下水を採取することから、項目として選定する。				

表 7-2.2 (3) 環境影響評価の項目の選定

項目	活動要素の区分		選定結果	選定する理由又は選定しない理由
騒音	工事	樹林の伐採 切上又は盛土 仮設工事 基礎工事 施設の設置工事	○	事業実施区域周辺には民家等が存在しないが、大福山及びその周辺は人と自然との触れ合いの活動の場となっており、自然歩道等の利用者にとって工事に伴う騒音の影響が懸念されることから、項目として選定する。
		資材又は機械の運搬	○	大気質の窒素酸化物と同様の理由により項目として選定する。
	存在 供用	騒音の発生	○	「廃棄物搬入車両の走行」 大気質の窒素酸化物と同様の理由により項目として選定する。
			○	「埋立機械の稼働」 事業実施区域周辺には民家等が存在しないが、大福山及びその周辺は人と自然との触れ合いの活動の場となっており、自然歩道等の利用者にとって埋立機械の稼働に伴う騒音の影響が懸念されることから、項目として選定する。
振動	工事	樹林の伐採 切上又は盛土 仮設工事 基礎工事 施設の設置工事	×	対象事業実施区域周辺には民家等が存在せず、また、大福山及びその周辺の自然歩道の利用者等に対する振動の影響も距離が離れていることや野外での活動であることから、工事に伴う振動の影響は極めて小さいことから、項目として選定しない。
		資材又は機械の運搬	○	大気質の窒素酸化物と同様の理由により項目として選定する。
	存在 供用	振動の発生	○	「廃棄物搬入車両の走行」 大気質の窒素酸化物と同様の理由により項目として選定する。
			×	「埋立機械の稼働」 事業実施区域周辺には民家等が存在せず、また、大福山及びその周辺の自然歩道の利用者等に対する振動の影響も距離が離れていることや野外での活動であることから、埋立機械の稼働に伴う振動の影響は極めて小さいことから、項目として選定しない。
悪臭	存在 供用	悪臭の発生	○	事業実施区域周辺には民家等が存在しないが、大福山及びその周辺は人と自然との触れ合いの活動の場となっており、自然歩道の利用者等にとって廃棄物の埋立に伴う悪臭の影響が懸念されることから、項目として選定する。
地形及び地質等	工事	切上又は盛土 仮設工事 基礎工事	○	切上・盛土工事等に伴い地形が改変されることから、項目として選定する。
	存在 供用	施設の存在等	○	廃棄物の埋立に伴い地形が変化することから、項目として選定する。
地盤	工事	切上又は盛土 基礎工事	×	事業実施区域は丘陵地にあり、地質は砂岩泥岩互層で軟弱地盤ではなく、地盤沈下も認められていないことから、項目として選定しない。
土壌	工事	切上又は盛土 基礎工事	○	事業実施区域及びその周辺では自然由来の砒素が地層中に含まれ、工事中、雨水等の流出に伴い溶出してくる可能性があることから、項目として選定する。
	存在 供用	排水	○	事業実施区域及びその周辺では自然由来の砒素が地層中に含まれ、覆土置場からの雨水等の流出に伴い溶出してくる可能性があることから、項目として選定する。



表 7-2.2 (4) 環境影響評価の項目の選定

項目	活動要素の区分		選定結果	選定する理由又は選定しない理由
風害、光害及び日照阻害	存在 供用	施設の存在等	×	風害又は日照阻害を生じるような高層建築物は計画していないこと、事業実施区域周辺には民家等が存在しないこと、また、夜間は操業しないことから、項目として選定しない。
植 物	存在 供用	樹林の伐採 切上又は盛土 仮設工事 基礎工事 施設の設置工事	○	工事に伴い植生が改変されることから、項目として選定する。
	存在 供用	施設の存在等	○	施設の存在に伴い植物の生育環境が変化する可能性があることから、項目として選定する。
動 物	工事	樹林の伐採 切上又は盛土 仮設工事 基礎工事 施設の設置工事	○	工事に伴い動物の生息環境が改変されることから、項目として選定する。
	存在 供用	施設の存在等	○	施設の存在・供用に伴い動物の生息環境が変化する可能性があることから、項目として選定する。
陸水生物	工事	樹林の伐採 切上又は盛土 湖沼又は河川の改変 仮設工事 基礎工事 施設の設置工事	○	工事に伴い陸水生物の生育・生息環境が改変されること、工事に伴う濁水の発生、排水により陸水生物の生育・生息環境が変化する可能性があることから、項目として選定する。
		存在 供用	施設の存在等	○
	存在 供用	排水	○	埋立地の増設に伴い浸出水の発生量が増加し、処理水の排水量が増えることから、項目として選定する。
生態系	工事	樹林の伐採 切上又は盛土 湖沼又は河川の改変 仮設工事 基礎工事 施設の設置工事	○	工事に伴い植生が改変され、また、動物、陸水生物の生育・生息環境が改変されることから、項目として選定する。
		存在 供用	施設の存在等	○
	存在 供用	排水	○	埋立地の増設に伴い浸出水の発生量が増加し、処理水の排水量が増えることから、項目として選定する。
海洋生物	工事	仮設工事 基礎工事 施設の設置工事	×	事業実施区域及びその周辺には海岸はないことから、項目として選定しない。
	存在 供用	施設の存在等 排水		
景 観	存在 供用	施設の存在等	○	施設の存在・供用により景観が変化することから、項目として選定する。

表 7-2. 2 (5) 環境影響評価の項目の選定

項目	活動要素の区分		選定結果	選定する理由又は選定しない理由
人と自然との 触れ合いの活 動の場	工事	樹林の伐採 切上又は盛土 仮設工事 基礎工事 施設の設置工事	○	事業実施区域内には人と自然との触れ合いの活動の場はないが、周辺の大福山及びその周辺は人と自然との触れ合いの活動の場となっており、自然歩道等の利用者にとって工事に伴う騒音の影響が懸念されることから、項目として選定する。
	存在 供用	施設の存在等 騒音の発生 悪臭の発生	○	事業実施区域周辺の大福山及びその周辺は人と自然との触れ合いの活動の場となっており、自然歩道の利用者等にとって埋立施設の存在による景観への影響、埋立機械の稼働に伴う騒音の影響、埋立作業に伴う悪臭の影響が懸念されることから、項目として選定する。
廃棄物	工事	樹林の伐採 仮設工事 基礎工事 施設の設置工事	○	工事に伴い廃棄物が発生することから、項目として選定する。
	存在 供用	廃棄物の発生	×	浸出水処理施設には塩化物イオン等処理する施設として脱塩処理設備を追加整備する計画であるが、現在は発生した副生塩はフレコンバッグに梱包し、場内に一時保管した後、産業廃棄物処理業者に委託処理しており、増設後も同様の処理を行う計画であることから、副生塩の発生に伴う対象事業実施区域及びその周辺における影響はないことから、項目として選定しない。
残 土	工事	切上又は盛土 仮設工事 基礎工事	×	工事に伴う残土は対象事業実施区域内で盛土材、覆土材等として利用し、また、未利用の残土は区域内に残置することから、区域外への搬出はないことから、項目として選定しない。
温室効果ガス 等	存在 供用	施設の存在等	○	廃棄物の埋立地から温室効果ガスが発生すること、浸出水処理施設の稼働に伴い電力を使用することから、項目として選定する。
		排出ガス (自動車等)	○	廃棄物搬入車両の走行、埋立機械の稼働に伴い温室効果ガスが排出されることから、項目として選定する。

注) ○：環境影響評価項目として選定する  
 ×：環境影響評価項目として選定しない